

令和2年7月15日
事務連絡

教職員の皆様へ

学生入構制限の例外措置手続きの見直しについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、4月9日付学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施している入構制限の例外措置に対する取扱いについて」を踏まえ、ご対応いただいているところですが、5月27日付学長からのメッセージ「東京海洋大学 学生及び教職員の皆さんへ（第3報）～入構制限の段階的解除について～」及び「今後のスケジュール（予定）（7月15日改定）」に基づき、今後新たに入構する学生については、下記にご留意いただきますとともに、今後は、新たな様式による別添「届出書」に必要事項を記入の上、提出いただくこととなりますので併せてご留意願います。

記

- 学生が登校自粛となっている状況における真にやむを得ない理由での例外措置であること
- 研究室所属の全学生を入構させる、あるいは全期間に渡って入構させるなどの機械的なことは行わないこと
- 品川キャンパスへの入構は、正門1ヶ所のみであること（裏門は閉鎖）
- 本手続きによる入構の確認は、7月21日（火）から適用されること（届出のない学生は、キャンパスへの入構ができません）

【本件問合せ先】 学務部教務課課長補佐

k-hosa@o.kaiyodai.ac.jp